

# 令和8年度 大垣市地下水利用地中熱ヒートポンプシステム 設置事業補助金の手引き

●申請受付期間 ※原則、売買契約・工事請負契約前に申請してください。

**令和8年5月1日(金)～令和8年12月25日(金)**

## ●対象者

次の要件を全て満たしている方が対象です。

1. 自ら居住する市内の住宅に補助対象機器を設置する方、または補助対象機器付き建売住宅を購入する方。もしくは、市内に住所を有し、施設に補助対象機器を設置する企業、医療法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等。
2. 令和9年2月26日(金)までに完了報告書(第7号様式)を提出できること。
3. 補助対象設備について、国や県から別の補助金・交付金を受領していないこと。
4. 過去に当該補助金の交付を受けていないこと。
5. 市税を完納していること。
6. 補助対象機器の設置後、ご家庭で省エネルギー活動を実践するとともに、アンケート等への協力ができること。
7. その他市長が必要と認める要件に該当していること

### 【受付窓口・郵送先】

大垣市 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進G  
〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

TEL: 0584-81-4111 (内2413)

TEL(直通): 0584-47-8574

開庁時間: 月～金 午前8:30～午後5:15  
(祝日、年末年始を除く)

## ●申請手続きの流れ

ご申請者様

大垣市環境政策課

### ①交付申請

原則、工事請負契約前に申請してください。

やむを得ない事情（工事が完了報告〆切までに間に合わない等）により事前着手をした場合は、事前着手報告書を併せてご提出ください。

交付申請〆切

**令和8年12月25日(金) 必着**

受付・書類確認

工事着工の**1か月程度**前には申請をお願いいたします。

直前の申請の場合、申請書類の不備等により、受付できない可能性があります。

②交付決定通知書がお手元に届きます。

併せて、実績報告書様式を送付いたします。

交付決定

申請から交付決定まで  
約2週間かかります。

③契約締結・工事開始

### ④実績報告書の提出

工事完了後、速やかにご提出ください。  
実績報告書〆切

**令和9年2月26日(金) 必着**

受付・書類確認

⑤確定通知書・請求書様式がお手元に届きます。

確定通知

実績報告から確定まで  
約2週間かかります。

⑥請求書を提出

受付・書類確認

⑦交付金が支払われます。  
通帳記帳等でご確認ください。

口座振込手続き

確定通知から振込まで  
約3週間かかります。

## ●対象機器

次のいずれにも該当するものであること。

1. 地下水（井戸水）の熱を熱源として、ヒートポンプにより熱交換を行い、冷暖房及び給湯用のエネルギーとして利用するものであること。
2. 地中にパイプを埋設するなど、熱交換用の設備であること。
3. 未使用品であること。
4. その他市長が必要と認める要件に該当していること。

## ●補助金額 ※千円未満切り捨て

購入価格、設置工事費(税抜き)の合計の2分の1以内（1,000円未満は切り捨て）

家庭用：上限120万円

事業者用：上限300万円

## ●申請に必要な書類

以下の必要書類をそろえ、大垣市役所環境政策課まで持参してください。

- ① 地下水利用地中熱ヒートポンプシステム設置事業補助金交付申請書(第1号様式)
  - 大垣市HPよりダウンロード可能です。窓口にもご用意しております。
  - 内容をよく確認の上、ご記入ください。記載内容に誤りがある場合等は、書き直しとなる場合があります。
  - 「10 住民情報及び税情報の閲覧に対する同意書」欄の署名は必ず申請者ご本人が行ってください。同意がない場合、住民票・市税完納証明書をご提出いただきます。
- ② 見積書及びその内訳書
  - 施工会社の印があり、当該工事費用の内訳がわかるもの
  - 事前着手報告書(第2号様式の2)を提出する場合は、見積書に代えて工事請負契約書の写し又は売買契約書の写しを提出してください。
- ③ 設置場所を示す平面図
- ④ 補助対象機器の形状や性能が分かるカタログ、パンフレット
  - 当該設備が補助要件を満たしていることを証明する書類
- ⑤ 既設の空調設備または給湯設備のカラー写真(新設、新築の場合は不要)
  - 工事前の現況がわかるよう既設設備全体と設置場所が写るように撮影したものをカラーで提出してください。
  - 既設設備の形状や規格等が確認できる部分を近接で撮影したものをカラーで提出してください。
- ⑥ 当該建築物の所有者の同意書(第2号様式)
  - 補助対象機器を設置しようとする建築物が補助対象者の所有物でない場合のみ
- ⑦ 事前着手報告書(第2号様式の2)
  - やむを得ない事情により申請前に着手をした場合のみ
  - やむを得ない事情の例: 申請後に着手をすると事業完了報告締め切り日に間に合わないため
- ⑧ 発行後3か月以内の市税完納証明書
  - 市担当者による税情報の閲覧に同意があれば不要です。  
※令和8年1月1日時点で大垣市に住民票のない方は、申請日前3か月以内の日付の前住所の完納証明書をご提出ください。

※申請後の手続き(実績報告書、請求書)をメールで提出される場合は、申請書類の提出時に「電子手続き申込書」を併せて提出してください。

## ●実績報告に必要な書類

提出期限: 事業完了から30日以内

「事業完了」とは、設備の引き渡しを受け、施工業者への支払いが完了したことを言います。

受付締切日: 令和9年2月26日 (金)

以下の必要書類をそろえ、補助対象機器設置後すみやかに、大垣市役所環境政策課に提出してください。

- ① 地下水利用地中熱ヒートポンプシステム設置事業完了報告書(第7号様式)
  - ・ 大垣市HPよりダウンロード可能です。窓口にもご用意しております。
  - ・ 内容をよく確認の上、ご記入ください。記載内容に誤りがある場合等は、書き直しとなる場合があります。
- ② 対象設備の工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- ③ 対象設備の購入、設置及び工事等に係る領収書の写し
  - ・ 支払額の内訳が分かる資料を添付してください。
  - ・ 施工代金の全額を、施工業者に支払ったことが確認できる領収書の写しをご提出ください。
- ④ 対象設備の設置状況が確認できるカラー写真
  - ・ 設備を設置する場所の写真と申請時の図面を照合し、建物のどこの場所に設置するか分かるように撮影し、カラーで提出してください。
  - ・ 提出する写真の余白に申請者氏名・施工場所(住所)を明記してください。
- ⑤ 発行後3か月以内の住民票(個人の場合)
  - ・ 市担当者による住民情報の閲覧に同意があれば不要です。
- ⑥ 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書または営業証明書の写し(事業者の場合)
  - ・ 法人は、履歴事項全部証明書の写しを提出してください。
  - ・ 個人事業主は、営業証明書の写しを提出してください。

## ●大垣市ウェブサイトからダウンロード可能な様式一覧

以下の様式については、市のウェブサイトからダウンロードが可能です。  
是非ご活用ください。

### 掲載場所

暮らし・手続き > まちづくり > 補助制度

> 大垣市地下水利用地中熱ヒートポンプシステム設置事業補助金について



市ウェブサイト

### 掲載様式

1. 申請時に使用するもの
  - 大垣市地中熱ヒートポンプシステム設置事業補助金交付申請書
  - 当該建築物の所有者の同意書（※補助対象機器を設置しようとする建築物が補助対象者の所有物でない場合のみ使用）
  - 事前着手報告書（※やむを得ない事情により事前着手した場合のみ使用）
2. 申請内容を変更する場合に使用するもの
  - 大垣市地下水利用地中熱ヒートポンプシステム設置事業補助金交付決定変更・中止申請書
3. 実績報告時に使用するもの
  - 大垣市地下水利用地中熱ヒートポンプシステム設置事業完了報告書
4. 補助金を請求する時に使用するもの
  - 大垣市地下水利用地中熱ヒートポンプシステム設置事業補助金交付請求書
5. 手続きの一部を電子メール等で提出したいときに提出するもの
  - 電子手続き申込書

※上記のほか、補助金の残り件数(随時更新)、各種チェックリスト・記入例を掲載しています。